

「静清信用金庫公式アプリ せいしん」からの口座開設に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「静清信用金庫公式アプリ せいしん」(以下「本アプリ」という)から開設した静清信用金庫(以下「当金庫」という)の普通預金口座(以下「本口座」という)に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」ならびに不随する各取引の規定(以下、総称して「取引規定」という)の一部を構成するとともに取引規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、各取引規定等が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各取引規定等に従います。

2. (口座の利用開始等)

- (1) 本口座の開設のお申込みは、本口座の開設を希望される方ご本人が行う必要があります。当金庫は、お申込みが当金庫営業区域内に居住または勤務されている日本国籍を有する18歳以上の個人によりなされたものであることその他当金庫所定の条件を満たすものであることを確認することができた場合に、本口座の開設を承諾するものとします。
- (2) 本口座は事業性資金の管理目的で利用することはできません。また、屋号のある名義についてもご利用いただけません。
- (3) 本アプリから本口座を開設する場合、通帳の発行は行いません。
- (4) 本アプリから本口座を開設する場合、同時にキャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (5) 次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫は預金者に通知することなく、本口座を解約できるものとします。これにより預金者に生じた損害については、当金庫に故意または過失のある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
 - ① 預金者がこの特約または各取引規定等に違反した場合
 - ② 申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ③ 預金者の意思によらずに取引が開始されたことが明らかになった場合
 - ④ キャッシュカード等の郵便物が郵便不着や受取拒否等で当金庫に返戻された場合
 - ⑤ 非居住者であることが明らかになった場合
 - ⑥ 本口座が事業性資金の管理に利用されていることが明らかになった場合
 - ⑦ 本口座が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - ⑨ 本口座がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点

で当金庫が本口座の解約が必要と判断した場合

⑩前各号のほか、当金庫が解約を必要とする相当の事由が生じた場合

3. (印鑑の届出)

- (1) 本口座は、印鑑をお届けいただくことで、印鑑の押印を要する当金庫所定の取引ができます。印鑑の押印を要する取引を希望する場合は本口座開設後に別途当金庫所定の方法により、届出てください。当金庫が印鑑の届出を受ける際には、当金庫所定の方法により本人確認を行います。
- (2) 印鑑の届出が完了するまでは、印鑑の押印を要する当金庫所定の取引はできません。
- (3) 印鑑の届出前に生じた損害、または届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当金庫に故意または過失のある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

(令和 6 年 7 月 8 日現在)